

2026年5月27日

各位

株式会社 埼玉りそな銀行

「災害時返済猶予特約付融資～CATローン・返済猶予型～」の取扱開始について

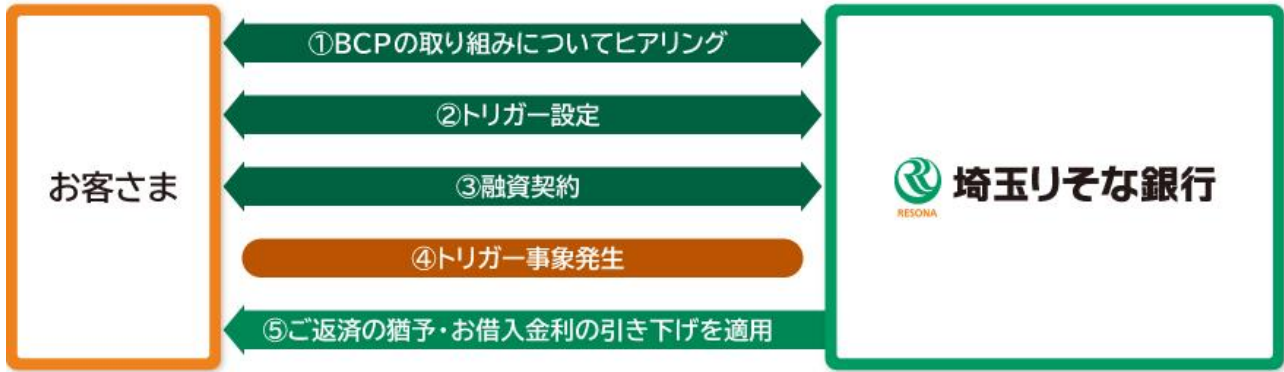
りそなグループの埼玉りそな銀行(社長 篠藤 慎一)は、お客さまの事業継続計画(以下、「BCP」)策定を支援するため、本日より「災害時返済猶予特約付融資～CAT^{※1}ローン・返済猶予型～」の取り扱いを開始します。

※1 catastrophe(大災害)の略

- **災害時の返済猶予や金利引き下げ等の金融支援に加えて、融資後の伴走支援によりBCP対応を支援します**
近年、自然災害の頻発・激甚化により企業の事業継続リスクが高まる一方、中堅・中小企業ではBCP策定や実効性ある対策が十分に進んでいない状況です。本商品では、一定のトリガー事象^{※2}発生時に返済猶予や金利の引き下げを実施し、BCPの実効性向上につながる資金繰りを支援します。また、融資実行後も定期的にお客さまのBCP対策の取り組み状況を確認し、金融支援にとどまらないBCP対応の高度化に向けた伴走支援を通じて、事業継続力の強化を後押しします。

※2 「指定した震度観測点で震度5強以上の地震が観測される」「指定した地域が政令による激甚災害指定を受ける」のいずれかまたは両方が発生した場合を指す

スキーム図



商品概要

名称	災害時返済猶予特約付融資～CATローン・返済猶予型～
資金用途	運転資金または設備資金
融資金額	10百万円以上
融資期間	5年以上10年以内
融資手数料	当社所定の手数料
トリガー事象	1. 指定した震度観測点 ^{※3} において震度5強以上の地震が観測される 2. 指定した地域 ^{※4} が政令による激甚災害指定を受ける <small>※3 お客さまの事業拠点等(本社・工場・お客さまにとって重要なその他事業拠点・主要サプライヤーの生産拠点等)の最寄りの気象庁が設置する震度観測点を指定 ※4 お客さまの事業拠点等(本社・工場・お客さまにとって重要なその他事業拠点・主要サプライヤーの生産拠点等)の所属地域を指定</small>
特約	トリガー事象のいずれかまたは両方が発生した場合、本商品について以下の特約 ^{※5} が適用 1. トリガー事象発生日から3営業日以降に到来する最初の約定返済日から、1年間約定返済を停止し、最終期日を1年間延長する 2. トリガー事象発生日から3営業日以降に到来する最初の利息支払日から、1年間の上乗せ金利をゼロとし、適用金利は基準金利のみとする。 <small>※5 各特約は同時または個別に適用可、各特約の使用は1回まで</small>

以上